

はしがき

本書を執筆するにあたり、入手可能な内容証明に関する書籍をすべて読み漁りました。どの書籍も内容的に素晴らしいのですが、これまで内容証明を1通も作成したことがない人が、ストレスなく内容証明を作成できるのかと考えると、正直難しいだろうと思わざるを得ませんでした。

私達弁護士は、日常的に内容証明を作成して送付しています。手紙を書くよりも頻繁に、そしてスムーズに内容証明を作成しています。とはいっても、最初からスラスラと内容証明を書くことができたわけではありません。弁護士になりたての時には、内容証明に関する文献を読み漁り、見よう見まねで内容証明案を作成し、これを先輩弁護士に修正箇所で真っ赤になるくらい訂正されることを繰り返し、徐々に体得したものです。

とはいっても、多くの方々は、内容証明を受け取ることも作成することも、ほとんど経験したことがないと思います。内容証明に記載する内容は、同じトラブルが世の中に存在しないことから明らかのように、それこそ無限にあり、すべての事案を網羅する書籍を作成することは事実上不可能です。しかし、内容証明の変更例を多く記載することにより、世の中に存在する数多くの事案に書式集が近づくことは可能だと思います。

このような観点から、本書では法的な解説は最小限に留め、具体的な変更例をできる限り盛り込むことにより、実務において役立つ書籍となるよう配慮しました。また、記載内容についても法的な観点から細心の注意を払い、頻繁に内容証明を作成する企業法務部の方でも利用できる内容に仕上げたつもりです。

なお、今回民法が大幅に改正されることに伴い、本書の内容も改正民法に対応するよう加筆修正を行いました。改正民法の詳細を把握していないなくても、正確な内容証明を作成できるよう配慮しました。

本書を用いて、内容証明の作成・提出をためらっていた人が内容証明を送ることができ、紛争の解決の一助としていただけたのであれば、これ以上の幸せはありません。

・本書の活用法・

債権回収一般

CASE

1

貸金の返還を請求する（返済日の定めがある場合）

| 通 知 書 | |
|---|--|
| 私は、貴殿に対し、令和〇年〇月〇日、金 100万円を、弁済期を令和〇年〇月〇日、 利息年〇%、遅延損害金年〇%との約定でお 貸しました。 | |
| しかしながら、貴殿は、弁済期である令和 〇年〇月〇日を経過しても、未だに返済をし ておられません。 | |
| つきましては、本書到達後1週間以内に、 上記貸金元本100万円、これに対する貸付 日の翌日から弁済期までの利息金〇〇円、及 び弁済期の翌日以降完済まで年〇%の割合に による遅延損害金を、後記振込口座までお支払 い下さい。 | |
| 期限内にお振込みを頂けないときには、や むを得ず法的手続に移行することを念のため 申し添えます。 | |
| (振込口座) 〇〇銀行〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇〇 オツノジロウ | |
| 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 甲野太郎 殿 令和〇年〇月〇日 | |
| 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 通知人 乙野次郎 | |

Point
1

Point
2

Point
3

- Point 1. 貸付の内容を記載します（特に、金額と弁済期の記載は必要です）。
2. 弁済期を経過したことを明示します。
3. 振込口座の記載を忘れないようにしましょう。

Point

効果的な内容証明を作成するためのポイントを示しています。作成にあたっては、ここに挙げる内容がきちんと盛り込まれているかをチェックしてみてください。

書換例掲載部分

「作成のテクニック」として、この部分の書換例を示しています。ご自分の事案により近い内容証明を作成するために、適宜参照してください。この項では、こんな例を掲載しました。

▶弁済のない場合の対応の記載

- ・やわらかい表現にする場合・

なお、本書と行き違いに既にお支払済みの場合は、ご容赦下さい。

もし、一括での支払いが困難な場合は、速やかに通知人に連絡の上、誠意ある弁済案をお示し下さい。

- ・厳しい表現にする場合・

万一、貴殿において、上記期限内に上記金額のお支払いを頂けない場合は、直ちに訴訟等の法的手段を講じる予定ですので、予めご承知おき下さい。

目 次

第1部 内容証明の基本事項

| | |
|-------------------------------|----|
| 内容証明のメリット・デメリット | 2 |
| 内容証明を利用すべき場合・利用すべきでない場合 | 8 |
| 内容証明が届いたら… | 18 |
| 内容証明の書き方 | 26 |
| 内容証明の郵送方法 | 40 |
| 電子内容証明サービス | 47 |

第2部 内容証明の書き方

第1章 債権回収に関する内容証明

(債権回収一般)

| | |
|---|----|
| CASE 1 貸金の返還を請求する（返済日の定めがある場合） | 58 |
| CASE 2 貸金の返還を請求する（返済期限を定めていない場合） | 60 |
| CASE 3 借主の相続人に貸金の返済を請求する | 62 |
| CASE 4 【回答】相続放棄を理由に被相続人への貸金の返済を拒絶する | 66 |
| CASE 5 滞納されている分割金の支払いを求める | 68 |
| CASE 6 【回答】消滅時効を主張して債権者からの請求を拒絶する | 72 |
| CASE 7 【再通知】時効更新を理由として履行を請求する | 74 |
| CASE 8 【回答】弁護士に債務整理を委任した旨通知する | 77 |
| CASE 9 所持人が裏書人に対し約束手形の不渡りを通知する | 79 |
| CASE 10 裏書人が直前の裏書人に対して手形の不渡りを通知する | 82 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| CASE 11 | 手形所持人が裏書人に対して遡求する | 86 |
| CASE 12 | 飲食店がツケの支払いを請求する | 90 |
| CASE 13 | 本人と連帯保証人に対して代金を請求する | 92 |
| CASE 14 | リース料金の支払いを請求する | 96 |
| CASE 15 | 患者に対して治療費の支払いを請求する | 100 |
| CASE 16 | 債権譲渡の通知を送付する | 103 |
| CASE 17 | 相殺を通知する(貸付金と買掛金の相殺) | 106 |
| CASE 18 | 債権を放棄する | 109 |
| (保証) | | |
| CASE 19 | 連帯保証人に対して債務の履行を請求する | 111 |
| CASE 20 | 保証人に対して保証意思を確認する | 115 |
| CASE 21 | 【回答】連帯保証人が保証意思のない旨を通知する | 118 |
| CASE 22 | 【回答】連帯保証人が保証契約の不存在を主張する | 120 |
| CASE 23 | 連帯保証人が主債務者に求償する | 123 |
| CASE 24 | 【回答】連帯保証人が主債務の消滅時効を主張する | 125 |
| CASE 25 | 【回答】連帯保証人が分割払いを求める | 127 |
| (担保) | | |
| CASE 26 | 抵当権の消滅請求を行うことを通知する | 129 |
| CASE 27 | 抵当権消滅請求拒否を債務者に通知する | 132 |
| CASE 28 | 根抵当権設定者が根抵当権者に元本確定を請求する | 136 |
| CASE 29 | 根抵当権設定者が根抵当権の極度額の減額を請求する | 139 |
| CASE 30 | 質権設定者が債権質設定を第三債務者に通知する | 143 |
| CASE 31 | 譲渡担保権者が譲渡担保権を実行して債権の回収を図る | 146 |
| CASE 32 | 【回答】不動産の売主が留置権行使する | 149 |

第 2 章 クーリングオフに関する内容証明

(訪問販売)

| | | |
|--------|--------------------|-----|
| CASE 1 | 訪問販売に関してクーリングオフをする | 160 |
|--------|--------------------|-----|

| | |
|-------------------------------|-----|
| (電話勧誘販売) | |
| CASE 2 電話勧誘販売に関してクーリングオフをする | 163 |
| (連鎖販売取引) | |
| CASE 3 マルチ商法に関してクーリングオフをする | 166 |
| (特定継続的役務提供) | |
| CASE 4 エステの契約に関してクーリングオフをする | 169 |
| CASE 5 英会話教室の契約に関してクーリングオフをする | 172 |
| (割賦販売) | |
| CASE 6 クレジット契約に関してクーリングオフをする | 175 |
| (預託等取引契約) | |
| CASE 7 現物まがい商法に関してクーリングオフをする | 178 |
| (宅地建物取引) | |
| CASE 8 宅地建物取引に関してクーリングオフをする | 181 |
| (ゴルフ会員権契約) | |
| CASE 9 ゴルフ会員権契約に関してクーリングオフをする | 184 |
| (投資顧問契約) | |
| CASE 10 投資顧問契約に関してクーリングオフをする | 187 |
| (保険契約) | |
| CASE 11 保険契約に関してクーリングオフをする | 190 |

第 3 章 消費者保護に関する内容証明

| | |
|----------------------------------|-----|
| (消費者契約法) | |
| CASE 1 不実告知を理由に契約を取り消す | 200 |
| CASE 2 断定的判断の提供があったことを理由に契約を取り消す | 203 |
| CASE 3 不利益事実の不告知を理由に契約を取り消す | 206 |
| CASE 4 不退去を理由に契約を取り消す | 210 |
| CASE 5 退去妨害を理由に契約を取り消す | 213 |
| (割賦販売法) | |
| CASE 6 カード会社への割賦販売代金の支払いを拒絶する | 216 |

(民 法)

| | | |
|---------|------------------------------|-----|
| CASE 7 | 商品の欠陥を理由に契約を解除する | 220 |
| CASE 8 | 欠陥商品について修理または交換を請求する | 223 |
| CASE 9 | 未成年者がした契約を取り消す | 225 |
| CASE 10 | 【回答】未成年者であることを理由とする契約取消を拒否する | 228 |
| CASE 11 | 成年被後見人がした契約を取り消す | 231 |

(製造物責任法)

| | | |
|---------|------------------------|-----|
| CASE 12 | 商品の欠陥によって生じた損害の賠償を請求する | 234 |
|---------|------------------------|-----|

(特定商取引法)

| | | |
|---------|----------------------|-----|
| CASE 13 | 注文していない商品の引取りを請求する | 237 |
| CASE 14 | 貸金業者に対し過払金の返還を請求する | 239 |
| CASE 15 | 貸金業者に対して債務がないことを確認する | 242 |

第 4 章 売買等に関する内容証明

(動産売買)

| | | |
|---------|-----------------------------------|-----|
| CASE 1 | 購入した商品の引渡しを請求する | 250 |
| CASE 2 | 商品の引渡請求と引渡しがない場合の契約解除通知を同時にす る | 252 |
| CASE 3 | 【回答】代金の未払いを理由に商品の引渡しを拒む | 255 |
| CASE 4 | 売買代金の支払いを請求する | 257 |
| CASE 5 | 【回答】商品の不引渡しを理由に売買代金請求を拒絶する | 261 |
| CASE 6 | 詐欺を理由として売買契約を取り消す | 263 |
| CASE 7 | 強迫を理由として売買契約を取り消す | 266 |
| CASE 8 | 錯誤を理由として契約の無効を主張する | 269 |
| CASE 9 | 売買の対象が他人の所有物であったことを理由に契約解除する | 272 |
| CASE 10 | 購入した商品に欠陥があったため責任を問う | 274 |

(不動産売買)

| | | |
|---------|-------------------------------|-----|
| CASE 11 | 不動産の売買における売買代金の請求をする | 277 |
| CASE 12 | 売買契約解除後に抹消登記手続請求をする | 280 |
| CASE 13 | 不動産売買契約に従って移転登記を請求する | 282 |
| CASE 14 | 不動産売買契約に従って不動産の引渡しを請求する | 285 |
| CASE 15 | 手付金を放棄して不動産売買契約を解除する | 288 |
| CASE 16 | 手付倍返しによる契約解除をする | 291 |
| CASE 17 | 詐欺を理由とする契約の取消しをする | 294 |
| CASE 18 | 土地の面積が契約書の記載と異なることから代金減額請求をする | 297 |
| CASE 19 | 他人の権利が設定されていたために不動産売買契約を解除する | 300 |
| CASE 20 | 瑕疵担保責任を根拠に損害賠償請求する | 303 |

第 5 章 請負契約に関する内容証明

(請負契約)

| | | |
|--------|----------------------------|-----|
| CASE 1 | 請負代金を請求する | 314 |
| CASE 2 | 完成目的物の引渡しを請求する | 317 |
| CASE 3 | 【回答】完成目的物の引渡しを拒否する | 320 |
| CASE 4 | 完成目的物の欠陥を理由に修補工事を請求する | 323 |
| CASE 5 | 依頼どおりの工事を行うよう請負人に求める | 327 |
| CASE 6 | 【回答】要求を受けた追加工事について協議を申し入れる | 330 |

(契約解除)

| | | |
|---------|---------------------------------|-----|
| CASE 7 | 納期遅延を理由に請負契約の解除を求める | 332 |
| CASE 8 | 【回答】納期延長の合意があったとして遅延を理由とする解除を争う | 335 |
| CASE 9 | 代金未払いを理由に請負契約の解除を求める | 337 |
| CASE 10 | 注文者が自己都合により請負契約を解除する | 341 |

| | | |
|---------|------------------------------|-----|
| CASE 11 | 【回答】請負契約を解除した注文者に対し損害賠償を請求する | 344 |
|---------|------------------------------|-----|

第 6 章 貸貸借に関する内容証明

(賃料)

| | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| CASE 1 | 滞納賃料の支払いを請求する | 358 |
| CASE 2 | 【再通知】滞納賃料支払いの催告後、賃料滞納を理由に解除する | 362 |
| CASE 3 | 【回答】賃料滞納を謝罪し契約継続を申し入れる | 365 |
| CASE 4 | 賃料の増額を請求する | 368 |
| CASE 5 | 【回答】賃料増額請求を拒否する | 371 |
| CASE 6 | 【再通知】賃料増額請求を拒否した借主による供託金を受領する | 373 |

| | | |
|--------|-----------------|-----|
| CASE 7 | 賃料の減額を請求する | 375 |
| CASE 8 | 【回答】賃料減額請求を拒否する | 378 |

(迷惑行為)

| | | |
|---------|--------------------------|-----|
| CASE 9 | 貸主が借主に不正使用の禁止を通知する | 381 |
| CASE 10 | 貸主が借主に騒音を発する行為をやめるよう通知する | 384 |
| CASE 11 | 隣室の騒音について借主が貸主に改善を要求する | 388 |

(解約)

| | | |
|---------|--------------------------------|-----|
| CASE 12 | 貸主が期間の定めのない借家契約の解約申入れをする | 392 |
| CASE 13 | 【回答】借主が期間の定めのない借家契約の解約申入れを拒否する | 396 |
| CASE 14 | 借主が期間の定めのない借家契約の解約申入れをする | 398 |
| CASE 15 | 借主が期間の定めのある借家契約の特約に基づく解約申入れをする | 401 |

(契約更新)

| | | |
|---------|--------------------------------|-----|
| CASE 16 | 貸主が期間の定めのある借家契約につき期間満了前に更新拒絶する | 405 |
|---------|--------------------------------|-----|

| | | |
|----------|---------------------------------------|-----|
| CASE 17 | 【回答】期間の定めのある借家契約の期間満了前の更新拒絶に対して更新を求める | 409 |
| CASE 18 | 【再通知】期間満了前に更新拒絶した後、期間満了を理由に明渡請求する | 411 |
| CASE 19 | 借地契約につき借主が期間満了前に更新を請求する | 414 |
| CASE 20 | 【回答】借地契約の更新請求に対して貸主が異議を述べる | 417 |
| CASE 21 | 期間満了後の土地使用継続に対して異議を述べる | 419 |
| CASE 22 | 【回答】貸主による異議に対して借主が更新を求める | 423 |
| CASE 23 | 借地契約の期間満了前に更新料を請求する | 425 |
| CASE 24 | 借地契約の終了時に建物買取請求をする | 428 |
| (修繕・増改築) | | |
| CASE 25 | 建物の修繕を請求する | 431 |
| CASE 26 | 【回答】建物の修繕請求を拒絶する | 434 |
| CASE 27 | 建物の修繕費用を請求する | 436 |
| CASE 28 | 建物の有益費償還請求をする | 440 |
| CASE 29 | 造作買取請求をする | 444 |
| CASE 30 | 【回答】造作買取請求を拒絶する | 447 |
| CASE 31 | 【再回答】造作買取請求の拒絶に対して抗議する | 449 |
| CASE 32 | 増改築工事の許可を申し入れる | 451 |
| CASE 33 | 無断増改築工事の停止・撤去を申し入れる | 453 |
| CASE 34 | 【再通知】無断増改築停止に応じないことを理由に借家契約を解除する | 457 |
| (借地契約) | | |
| CASE 35 | 借地契約期間を超えて存続する建物を新築する旨を通知する | 460 |
| CASE 36 | 【回答】借地契約期間を超えて存続する建物を新築することに抗議する | 464 |
| CASE 37 | 借地条件変更を申し入れる | 466 |
| CASE 38 | 【回答】借地条件変更の申入れを拒絶する | 470 |
| (敷 金) | | |
| CASE 39 | 敷金の返還を請求する | 472 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| CASE 40 【回答】敷金返還請求に対し原状回復費用への充当を通知する | 475 |
| (譲渡・転貸) | |
| CASE 41 貸借権譲渡・転貸の承認を請求する | 477 |
| CASE 42 【回答】貸借権譲渡・転貸の承認請求に対して承諾する | 479 |
| CASE 43 【回答】貸借権譲渡・転貸の承認請求に対して拒絶する | 481 |
| CASE 44 無断貸借権譲渡・転貸を理由に契約を解除する | 483 |
| CASE 45 【回答】無断転貸だとの誤解に対して一時的な使用だと説明する | 487 |
| CASE 46 借地権譲渡の拒絶に対して建物買取請求をする | 489 |
| (貸主の交替) | |
| CASE 47 貸主の交替を通知する | 491 |
| CASE 48 貸主死亡後の相続人を問い合わせる | 494 |

第 7 章 日常生活に関する内容証明

| | |
|-------------------------------------|-----|
| (損害賠償請求) | |
| CASE 1 交通事故の物的損害の賠償を加害者に請求する | 504 |
| CASE 2 交通事故の人的損害の賠償を加害者に請求する | 508 |
| CASE 3 【回答】交通事故の損害賠償請求を拒絶する | 512 |
| CASE 4 運行供用者に対し交通事故の損害賠償を請求する | 514 |
| CASE 5 示談後に生じた後遺障害についての損害賠償を請求する | 518 |
| CASE 6 医療過誤による損害賠償を請求する | 521 |
| CASE 7 暴行等による治療費・慰謝料を請求する | 525 |
| CASE 8 【回答】暴行等による治療費・慰謝料を請求されたが拒否する | 528 |
| CASE 9 飼い犬により受けた負傷について治療費等を請求する | 531 |
| CASE 10 名誉毀損による慰謝料を請求する | 535 |
| CASE 11 失火による火災について損害賠償を請求する | 538 |
| CASE 12 【回答】失火による火災の損害賠償請求を拒否する | 542 |

| | | |
|---------|---------------------------|-----|
| CASE 13 | 旅行会社に対し損害賠償を請求する | 544 |
| CASE 14 | 宅配便業者に対し損害賠償を請求する | 547 |
| CASE 15 | 土地工作物による事故について損害賠償を請求する | 550 |
| CASE 16 | 私立学校での事故について損害賠償を請求する | 554 |
| CASE 17 | 国道での事故について損害賠償を請求する | 558 |
| CASE 18 | 河川での転落事故について損害賠償を請求する | 562 |
| CASE 19 | 公園での遊具使用中の事故について損害賠償を請求する | 565 |
| (近隣紛争) | | |
| CASE 20 | 越境建造物等について撤去を要求する | 568 |
| CASE 21 | 【回答】越境建造物の撤去を請求されたが拒否する | 571 |
| CASE 22 | 通行地役権を主張する | 573 |
| CASE 23 | 囲繞地通行権を主張する | 577 |
| CASE 24 | 隣家の騒音に対して抗議する | 579 |
| CASE 25 | マンション建築に対する計画変更を要求する | 581 |

第 8 章 マンション管理に関する内容証明

(管 理 費)

| | | |
|--------|----------------------------------|-----|
| CASE 1 | マンション管理組合が組合員に対して滞納管理費を請求する | 588 |
| CASE 2 | マンション管理組合が買受人に対して前所有者の滞納管理費を請求する | 590 |

(規 約)

| | | |
|--------|-----------------------------------|-----|
| CASE 3 | マンション管理組合が組合員に対して規約違反を理由に使用中止を求める | 593 |
|--------|-----------------------------------|-----|

(管理会社)

| | | |
|--------|-----------------------------|-----|
| CASE 4 | マンション管理組合が管理会社に対して契約の履行を求める | 596 |
| CASE 5 | マンション管理組合が管理会社に対して契約解除を通知する | 598 |

(組合理事)

| | | |
|--------|------------------------------|-----|
| CASE 6 | マンション管理組合が前理事長に対して横領金の返還を求める | 600 |
|--------|------------------------------|-----|

| | | |
|---------|--|-----|
| CASE 7 | 組合員がマンション管理組合の理事選任の無効を主張する | 604 |
| CASE 8 | 組合員がマンション管理組合に対して臨時総会の招集を請求する | 606 |
| (共用部分) | | |
| CASE 9 | 組合員がマンション管理組合に対して配水管修理費用を請求する | 608 |
| (建 替) | | |
| CASE 10 | マンション建替えに反対する組合員に対して回答を求める | 610 |
| CASE 11 | 組合員が建替えに反対する組合員に対して当該組合員の区分所有権の売渡しを求める | 612 |

第 9 章 親族に関する内容証明

| | | |
|---------|------------------------|-----|
| (婚 約) | | |
| CASE 1 | 婚約破棄を理由に結納金の返還を求める | 622 |
| CASE 2 | 婚約破棄を理由に損害賠償請求をする | 624 |
| (内縁関係) | | |
| CASE 3 | 内縁関係の解消を通知する | 627 |
| (夫 婦) | | |
| CASE 4 | 妻が夫に対し生活費の支払いを求める | 630 |
| CASE 5 | 妻が夫に協議離婚を申し入れる | 633 |
| CASE 6 | 離婚に応じる条件として財産分与を求める | 636 |
| CASE 7 | 浮気相手に対して交際中止および慰謝料を求める | 638 |
| (子 供) | | |
| CASE 8 | 子供の認知を請求する | 640 |
| CASE 9 | 子供との面会を求める | 642 |
| CASE 10 | 別れた夫に子供の引渡しを求める | 644 |
| CASE 11 | 養育費の支払いを請求する | 647 |
| CASE 12 | 離婚した相手に子供の養育費の増額を求める | 650 |

(親子)

- CASE 13 親が子供に生活費の援助を求める 652

第 10 章 相続に関する内容証明

(遺産分割)

- CASE 1 他の相続人に対し遺産分割協議を申し入れる 660
CASE 2 遺産分割が詐害行為に当たるとしてその取消しを求める 662
CASE 3 【回答】詐害行為を理由とする遺産分割協議の取消要求を拒絶する 666
CASE 4 遺言の無効を主張して遺産の返還を求める 670
CASE 5 【回答】遺言無効を理由とする遺産返還要求を拒絶する 673
CASE 6 遺産目録の提示を求める 676
CASE 7 分割が済んでいない遺産の処分差止めを請求する 678

(遺留分減殺請求)

- CASE 8 他の相続人に対し遺留分減殺請求をする 681

(相続回復請求)

- CASE 9 相続分を侵害した者に対して相続回復の請求をする 684

(負担付遺贈)

- CASE 10 負担付遺贈を受けた者に負担義務の履行を求める 687

(相続廃除)

- CASE 11 特定の推定相続人に対して相続廃除の警告をする 690

(相続人への請求)

- CASE 12 借主の相続人に対し貸金の返還を請求する 692

- CASE 13 相続人に対して不動産登記名義の移転を求める 694

第 11 章 商取引に関する内容証明

(委任契約)

- CASE 1 委任事務処理の状況報告を求める 702

| | | |
|----------|-----------------------------|-----|
| CASE 2 | 【回答】委任事務処理の進捗状況を報告する | 704 |
| CASE 3 | 委任契約による報酬を請求する | 707 |
| CASE 4 | 委任契約を解除する | 710 |
| CASE 5 | 委任契約を中途終了された場合に報酬を請求する | 712 |
| (FC 契約) | | |
| CASE 6 | 加盟店がフランチャイズ契約を解除する | 716 |
| CASE 7 | 【回答】フランチャイザーの義務違反はないと回答する | 720 |
| CASE 8 | 本部がフランチャイズ契約を解除する | 724 |
| CASE 9 | 本部が元加盟店の競業行為に対し警告する | 728 |
| CASE 10 | 【回答】競業避止義務違反との主張に反論する | 731 |
| (秘密保持契約) | | |
| CASE 11 | 秘密漏えい行為に対して警告を行う | 734 |
| CASE 12 | 【回答】秘密漏えい行為はないと主張する | 738 |
| (売買基本契約) | | |
| CASE 13 | 商取引における基本契約の更新を拒絶する | 742 |
| CASE 14 | 【回答】継続的取引契約の解約に対し、取引継続を通知する | 746 |

第 12 章 会社経営に関する内容証明

| | | |
|----------|--------------------------|-----|
| (株式) | | |
| CASE 1 | 株式の譲渡承認を請求する | 758 |
| CASE 2 | 【回答】会社が株式譲渡を承認する | 760 |
| CASE 3 | 【回答】会社が株式譲渡を不承認とする | 762 |
| CASE 4 | 事業譲渡に反対した株主が会社に株式買取を請求する | 766 |
| (株主総会) | | |
| CASE 5 | 株主総会の招集を請求する | 768 |
| CASE 6 | 株主総会の議題を提案する | 772 |
| (帳簿閲覧請求) | | |
| CASE 7 | 株主が帳簿閲覧請求権行使する | 774 |
| CASE 8 | 【回答】株主からの帳簿閲覧請求を拒否する | 776 |

(取締役)

| | | |
|---------|--------------------------|-----|
| CASE 9 | 株主が取締役の行為の差止めを請求する | 778 |
| CASE 10 | 会社が取締役に対して損害賠償を請求する | 780 |
| CASE 11 | 第三者が取締役に対して損害賠償を請求する | 782 |
| CASE 12 | 株主が会社に取締役の責任追及訴訟提起を求める | 785 |
| CASE 13 | 【回答】株主からの責任追及訴訟提起請求を拒否する | 788 |
| CASE 14 | 取締役を辞任する | 791 |

第 13 章 人事労務に関する内容証明（会社側）

(採用)

| | | |
|--------|--------------------------|-----|
| CASE 1 | 採用内定者の内定を取り消す | 802 |
| CASE 2 | 【回答】内定を取り消した会社に対して撤回を求める | 804 |
| (試用期間) | | |

| | | |
|--------|----------------|-----|
| CASE 3 | 試用期間中の従業員を解雇する | 806 |
|--------|----------------|-----|

(身元保証人)

| | | |
|--------|--------------------------|-----|
| CASE 4 | 身元保証人に損害賠償請求のおそれがある旨通知する | 808 |
| CASE 5 | 【回答】身元保証人が身元保証契約を解除する | 811 |

(出向・転勤)

| | | |
|--------|----------------------------|-----|
| CASE 6 | 会社が従業員に対して出向命令を出す | 814 |
| CASE 7 | 【回答】出向命令を受けた従業員が会社に対して抗議する | 816 |
| CASE 8 | 会社が従業員に対して配転命令を出す | 818 |
| CASE 9 | 【回答】配転命令を受けた従業員が会社に対して抗議する | 820 |

(懲戒)

| | | |
|---------|--------------------|-----|
| CASE 10 | 従業員に対して戒告処分を通知する | 822 |
| CASE 11 | 従業員に対して出勤停止処分を通知する | 825 |
| CASE 12 | 従業員に対して減給処分を通知する | 827 |
| CASE 13 | 従業員に対して降格処分を通知する | 829 |

(休職)

| | | |
|---------|------------------------|-----|
| CASE 14 | 休職期間を満了した従業員に退職通知を送付する | 831 |
|---------|------------------------|-----|

| | | |
|---------|------------------------------|-----|
| (解雇) | | |
| CASE 15 | 会社が従業員を整理解雇する | 833 |
| CASE 16 | 【回答】整理解雇を通告された従業員が会社に対して抗議する | 835 |
| CASE 17 | 配転命令の拒否を理由に従業員を解雇する | 838 |
| CASE 18 | 【回答】配転命令違反を理由とする解雇に対して抗議する | 840 |
| CASE 19 | 無断欠勤を理由に従業員を解雇する | 842 |
| CASE 20 | 就業規則違反を理由に従業員を解雇する | 844 |
| CASE 21 | 不正行為のあった従業員を懲戒解雇する | 847 |
| CASE 22 | 【回答】懲戒解雇通知を受けた従業員が会社に抗議する | 850 |
| CASE 23 | 不正行為のあった従業員を諭旨解雇する | 853 |
| (雇止め) | | |
| CASE 24 | 有期雇用の従業員に対して雇止めを通知する | 855 |
| CASE 25 | 【回答】従業員が会社の雇止めに対して抗議する | 858 |
| (社宅) | | |
| CASE 26 | 会社が従業員に対して社宅の明渡しを請求する | 861 |

第 14 章 人事労務に関する内容証明（労働者側）

| | | |
|----------|------------------------------|-----|
| (残業手当) | | |
| CASE 1 | 従業員が会社に対して残業手当を請求する | 868 |
| (解雇予告手当) | | |
| CASE 2 | 元従業員が会社に対して解雇予告手当を請求する | 872 |
| (退職金) | | |
| CASE 3 | 退職した会社に対して退職金を請求する | 874 |
| CASE 4 | 【回答】退職金請求に対して退職金を支払わない旨を回答する | 876 |
| (損害賠償) | | |
| CASE 5 | 遺族が会社に対して過労死した者の損害賠償を請求する | 878 |
| CASE 6 | 業務中負傷した従業員が会社に損害賠償を請求する | 882 |

(セクハラ)

CASE 7 上司のセクハラについて会社に改善を求める 886

CASE 8 【回答】従業員からのセクハラ改善要求に対し回答する 889

(パワハラ)

CASE 9 上司のパワハラについて会社に改善を求める 891

CASE 10 【回答】従業員からのパワハラ改善要求に対し回答する 893

第 15 章 知的財産等に関する内容証明

(特許権)

CASE 1 特許権侵害に対して警告する 902

CASE 2 【回答】特許権侵害との警告に反論する 906

(著作権)

CASE 3 著作権侵害に対して警告する 909

CASE 4 【回答】著作権侵害との警告に反論する 913

(商標権)

CASE 5 商標権侵害に対して警告する 916

CASE 6 【回答】商標権侵害との警告に反論する 920

(実用新案権)

CASE 7 実用新案権侵害に対して警告する 923

CASE 8 【回答】実用新案権侵害との警告に反論する 927

(ソフト)

CASE 9 ソフトの違法コピーに対して警告する 930

CASE 10 【回答】ソフトの違法コピーとの警告に反論する 934

(キャラクター権)

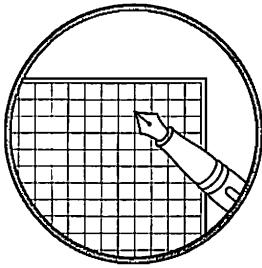
CASE 11 キャラクター権侵害に対して警告する 937

CASE 12 【回答】キャラクター権侵害との警告に反論する 941

(類似商号)

CASE 13 類似商号に対して警告する 944

CASE 14 【回答】類似商号との警告に反論する 946



第 1 部

内容証明の基本事項



内容証明の メリット・デメリット

内容証明を出すことを検討する前に、まずは内容証明のメリットとデメリットについて理解しておきましょう。

内容証明のメリット

- ① 通知の内容を後日証明することができる
- ② 配達の事実、配達日を証明することができる
- ③ 相手方に心理的プレッシャーを与えることができる

内容証明のデメリット

- ① 形式に制約がある
- ② 費用がかさむ
- ③ 書類の同封ができない

■ 内容証明のメリット

▶ 通知の内容を後日証明することができる

内容証明で通知書を送ると、どのような内容の通知を相手方に送ったのか、後日証明することができます。

たとえば、Aさんに、「貸した金を返してほしい」という内容の通知を送るとします。あなたは、この通知を普通郵便で送りました。しかし、Aさんから一向に連絡がないので、後日、「何も連絡をよこさないとはどういうことだ。早く金を返してもらいたい」と電話をかけました。この時Aさんが、「通知は届いたけれども、金を返せだなんて、そんな内容じゃなかったですよ。通知書はもう捨てちゃいましたけど」と言ったらどうなるか。あなたは「そんなわけはないだろう」と言うでしょうが、結局のところ、どのような通知がAさんに送られたのかはわからないのですから、水掛け論となってしまいます。

これが内容証明で送っていたとしたら、どうなるでしょう。Aさんが「そんな内容の通知じゃなかったですよ。通知書はもう捨てちゃいましたけど」と言っても、あなたは、「そんなわけないですよ。私もお送りしたのと同じものを持ってますし、何なら、郵便局にも通知書を保管してもらってますから、取り寄せましょうか」と切り返すことができます。

内容証明を郵送する際には、同一の証明書が合計3通作成され、差出人が1通、郵便局が1通、受取人が1通をそれぞれ保管することになります。そのため、受取人が「通知の内容はそのようなものでなかった」とごまかそうとしても、反論を行うことができるのです。この『内容の証明ができる』という点が、内容証明の最大の特徴であり、メリットであるといえるでしょう。

▶ 配達の事実、配達日を証明することができる

これは厳密には内容証明の効果ではないのですが、内容証明を送る場

合には、一般的に同時に配達証明というサービス（310円必要）も利用します。これにより、配達の事実、配達日を証明することができるという効果が生じます。

配達証明を用いると、受取人に内容証明が届いた時に、郵便物等配達証明書というハガキが差出人のもとに発送されます。通常であれば、受取人に到達した日の翌日くらいに、差出人のもとに、「令和〇年〇月〇日に受取人のもとに配達された」旨が記載された郵便物等配達証明書が届きます。この郵便物等配達証明書により、受取人が「郵便物など届いていない」と反論してきた際に、「そんなことはありません。郵便物等配達証明書もあるし、令和〇年〇月〇日に間違いなく届いてますよ」と切り返すことができます。

この配達日の証明という効果と、前述した内容の立証という効果を組み合わせると、差出人の側で、「〇〇さんに令和〇年〇月〇日に〇〇という内容の通知が届いたこと」を立証することができるようになります。

〈郵便物等配達証明書〉

| | |
|---|--------------------------------|
| 郵便物等配達証明書 | |
| 受取人の 氏名 | [REDACTED] 様 |
| お問い合わせ番号 | [REDACTED]-06-[REDACTED]91-2 号 |
| 上記の郵便物等は、 <u>2023</u> 年 <u>1</u> 月 <u>25</u> 日に 配達しましたので、これを証明します。 | |
| 郵便事業株式会社 前橋支店 | |

2023年1月25日
郵便事業株式会社
前橋支店

す。通常、内容証明で郵送する通知書は、重要な内容の書面であることが多いため、配達日の証明と内容の証明の双方が必要となると思います。内容証明で郵送する際には、必ず配達証明を付けるようにしましょう。郵便物等配達証明書は、先に送った内容証明と一緒に大切に保管しておいてください。

なお、内容証明は一般書留郵便として郵送されますので、万が一、配達証明サービスを付けずに内容証明を郵送してしまっても、送付日から1年以内に発送時の受領証（発送時にもらえます）を交付して一定の金額（430円）を支払えば、発送後であっても郵便物等配達証明書を受領することができます。

▶相手方に心理的プレッシャーを与えることができる

内容の証明と配達日の証明ができるという点が、内容証明の代表的な効果であり、普通郵便による通知書と異なっている点といえます。言い換えれば、『受取人にどのような内容の書面がいつ届いたのか』ということを差出人が後日証明できること以外、内容証明は普通郵便による通知書と変わりません。

それにもかかわらず、内容証明が日常的に用いられる郵送方法ではないこと、また、「内容証明」という名称が物々しい印象を与えることから、「記載された内容が真実であると公的に認められた書面」と誤解をしてしまう人が、以前はかなりいました。そのため、内容証明が届いただけでパニックになり、慌てて請求された金銭を支払うこともあります。このように以前は、内容証明を用いることにより、相手方に心理的プレッシャーを与えることができたのです。

もっとも、最近では内容証明はさほど珍しいものではなくなり、上記内容証明に関する誤解も徐々に解けている状態にあります。そのため、心理的プレッシャーを与えることを目的とした内容証明の効果は、近年では薄れつつあるといえるでしょう。

② 内容証明のデメリット

▶ 形式に制約がある

内容証明には、1行20字以内、1枚の用紙に26行以内、1枚あたり520文字以内という形式上の制約があります（電子内容証明の場合を除く）。その他、使用できる文字にも一定の制限があります。このような形式を満たしていないと郵送されません。

▶ 費用がかさむ

内容証明で郵送する場合には、普通郵便よりも高額な郵送費用がかかります。内容証明の枚数によっても料金が変化するため、あらかじめ郵便局に電話して確認するか、インターネットを通じて調べておいたほうがよいでしょう。

〈内容証明郵便を出すときにかかる料金〉

| 内容証明料金 | | |
|-----------------|---------|------------|
| 同文内容証明 以外のもの | 謄本1枚 | 430円 |
| | 1枚増すごとに | 260円 増し |
| 謄本閲覧 | | 430円 |

| 一般書留 | |
|----------------|------|
| (損害賠償額 10万円まで) | 430円 |

| 通常郵便料金 | |
|-------------|------|
| 定型 25 グラムまで | 82円 |
| 定型 50 グラムまで | 92円 |
| 配達証明料金 | |
| 差出しの際 | 310円 |
| 差出し後 | 430円 |
| 速達で出すときの料金 | |
| 250 グラムまで | 280円 |

著者略歴

横張清威（弁護士・公認会計士）

平成 13 年、司法試験合格。平成 24 年、公認会計士試験合格。平成 30 年、弁護士法人 L & A 設立。M&A、契約書、労働問題、会計税務などに精通し、弁護士・公認会計士の立場を通じて、一部上場企業をはじめとして多数の企業に法的アドバイスを提供している。著書・講演等多数。

大曾 剛（弁護士）

平成 16 年、司法試験合格。平成 18 年、弁護士登録。平成 24 年、みらい総合法律事務所パートナー就任。日常的に企業法務（契約書作成等）、不動産事件、労働問題、債権回収事件、音楽ビジネスの問題、相続事件、離婚事件を扱う。交通事故等の損害賠償事件、フランチャイズ問題、創業支援などに精通する。著作多数。

吉岡裕貴（弁護士）

平成 15 年東京大学法学部卒業、平成 18 年弁護士登録、平成 25 年みらい総合法律事務所パートナー就任。不動産問題、労働問題、コンプライアンスを中心に、各種事件の解決に精力的に取り組んでいる。著書（共著）として、『応用自在！契約書作成のテクニック』（日本法令）、『賃貸トラブル 交渉と解決法』（あさ出版）、『不動産賃貸トラブル Q & A』（不動産流通研究所）などがある。

小堀 優（弁護士）

平成 10 年、上智大学文学部史学科（日本近現代史専攻）卒業。平成 17 年司法試験合格。平成 25 年、みらい総合法律事務所パートナー就任。コンプライアンス、会社法、不動産に精通し、企業のコンプライアンス委員や社外監査役を務める。また、丁寧かつ明快な講義には定評があり、講演活動や大学での講義にも力を入れている。

辻角智之（弁護士）

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、平成 19 年弁護士登録、平成 23 年 みらい総合法律事務所パートナー就任。企業の相談案件や訴訟案件に数多く携わり、企業のコンプライアンス、労働問題、不動産問題に精通し、社外役員を兼任する。テレビ出演、講演を行うほか、著書（共著）として『応用自在！契約書作成のテクニック』（日本法令）、『Q & Aでわかる民事執行の実務』（日本法令）などがある。

正田光孝（弁護士）

平成 14 年、一橋大学法学部卒業。平成 18 年、司法試験合格。平成 20 年、みらい総合法律事務所入所。取扱分野は企業法務、一般民事事件、刑事事件など。著書（共著）に『事業再生－弁護士が教える 7 つの方法』、『交通事故訴訟における高次脳機能障害と損害賠償実務』、『交通事故訴訟における脊髄損傷と損害賠償実務』などがある。

田畠宏一（弁護士）

みらい総合法律事務所パートナー弁護士。平成 18 年、司法試験合格。平成 19 年、東京大学法学部卒業。企業法務、労働法、債権回収、不動産案件を得意とし、金融機関、弁護士会、司法書士会ほか、企業向けセミナー・研修多数。著書（共著）として、「応用自在！」シリーズ（内容証明／契約書／覚書・合意書）のほか、『契約審査のベストプラクティス ビジネス・リスクに備える契約類型別の勘所』（レクシスネクシス）など。

西宮英彦（弁護士）

平成 11 年、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。（株）三井住友銀行での勤務の後、平成 20 年、法政大学法科大学院修了。同年、司法試験合格。平成 22 年、みらい総合法律事務所入所。主に労働法務、事業再生・倒産、交通事故、家事事件（親族・相続）などを扱う。『契約書作成のテクニック』（日本法令）、『ガイドブック民事保全の実務』（創耕舎）、『倒産手続選択ハンドブック』（ぎょうせい）など著書（共著）多数。